

令和5年第3回広尾町議会定例会 第2号

令和5年9月7日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 同意第12号 広尾町教育委員会委員の任命について
- 3 議案第82号 土地の取得について
- 4 議案第83号 財産の取得について
- 5 議案第84号 広尾町海洋博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 6 議案第85号 広尾町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 7 議案第86号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 8 議案第87号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第6号）について
- 9 議案第88号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について
- 10 議案第89号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 11 議案第90号 令和5年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 12 議案第91号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 13 議案第92号 令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 14 議案第93号 令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 15 議案第94号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	9番 渡辺 富久馬
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 山谷 照夫	13番 堀田 成郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村 瀬	優
副	町 長	田 中	靖 章
会 計 管 理 者		沖 田	一 美

兼 出 納 室 長	沖 田	一 美
総 務 課 長	山 崎	勝 彦
総 務 課 長 補 佐	柏 崎	弥 香
併 総 務 課 参 事	西 内	
併 総 務 課 主 幹	木 幡	幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村	正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田	邦 昭
企 画 課 長	山 岸	直 宏
企 画 課 長 補 佐	鎌 田	
住 民 課 長	楠 本	直 美
住 民 課 長 補 佐	村 中	晃 央
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦	直 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉	
保 健 福 祉 課 参 事	保 坂	一 大
兼 老人福祉センター所長	宝 泉	
地域包括支援センター長	村 上	洋 子
兼 健康管理センター長	保 坂	一 也
健康管理センター次長	三 浦	直 子
保健福祉課子育て支援室長	浜 頭	
兼 子育て世代包括支援センター長	浜 頭	
認定こども園ひろお保育園長	佐 々 木	み ゆ き
認定こども園ひろお保育園副園長	舩 田	光 恵
兼 豊 似 保 育 所 長	舩 田	光 恵
特別養護老人ホーム所長	金 石	輝 義
兼 養護老人ホーム所長	金 石	輝 義
農 林 課 長	及 川	隆 之
兼 町 営 牧 場 長	及 川	隆 之
水産商工観光課長	室 谷	直 宏
水産商工観光課長補佐	山 田	雅 樹
建設水道課長	寺 井	
建設水道課長補佐	三 上	昌 樹
建設水道課長補佐	川 崎	幸 一
兼 下水終末処理センター長	寺 井	
港 湾 課 長	安 岡	伸 弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田	圭 一

〈教育委員会〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学校給食センター所長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	渡 辺 將 人
兼 図 書 館 長	渡 辺 將 人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡 辺 將 人

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	鈴 木 孝 俊
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈農業委員会〉

会 長	大 森 康 雄
事 務 局 長	大 森 森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	佐 々 木 琴 葉

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

1、議長（堀田） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

議員の出欠であります。全員の出席を認めております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、松田健司議員、7番、星加廣保議員を指名します。

◎日程第2 同意第12号

1、議長（堀田） 日程第2、同意第12号 広尾町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第12号 広尾町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現在、教育委員であります中村孝夫氏が本年9月30日をもって任期満了となります。中村氏には、平成6年3月から29年7か月にわたり、教育委員として大変長い間ご尽力をいただきました。この場をお借りして厚くお礼を申し上げるところであります。

つきましては、後任として菊地亜希氏を新たに教育委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

菊地氏は、昭和59年、千葉県でお生まれで、帯広畜産大学を卒業し、平成21年に本町に就農し、現在は野塚11線においてご家族と酪農業及び乳製品の製造販売業を営まれております。また、社会教育委員として本町の教育活動にも深く関わってこられ、広尾町の豊かな自然と一次産業の営みを次世代につなげていくための体験活動にも尽力されるなど、広範囲にわたり活躍されており、明るく誠実な人柄で、豊かな教養と優れた識見を有していることから、教育委員に適任であると考え、提案させていただきました。

ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略

します。

これより同意第12号 広尾町教育委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第3 議案第82号

1、議長(堀田) 日程第3、議案第82号 土地の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第82号 土地の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、公園建設予定地として土地の取得をするにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お手元の議案資料1ページをお願いいたします。

取得する土地の位置図と、その内訳を載せております。

所在地は、公園建設を予定している広尾町公園通南2丁目でありまして、地積は地番ごとに申し上げますが、1番4が1,261平方メートル、1番5が1,261平方メートル、1番6が1,597平方メートル、1番7が1,675平方メートル、1番9が77平方メートル、1番10が77平方メートルの合計6筆の5,948平方メートルであります。

議案に戻っていただきまして、取得価格につきましては3,271万4,000円であります。

契約の相手方につきましては、記載のとおりであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第82号 土地の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第83号

1、議長（堀田） 日程第4、議案第83号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第83号 財産の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、財産を取得するにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

業務名は、消防団員防火服一式購入事業であります。

取得財産につきましては、消防団員防火服一式であります。

取得目的は、消防団員防火服の更新であります。

契約額は、1,568万8,750円であります。

契約の相手方は、札幌市中央区南8条西2丁目5番地18、有限会社南川商店、取締役社長南川一郎であります。

納入期限につきましては、本議案の議決後、令和6年3月29日までであります。

指名業者等の状況についてであります。有限会社南川商店、株式会社北海道モリタ、株式会社ムラカミの3業者をもって入札を行いました。落札率は97.9%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第83号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第84号

1、議長（堀田） 日程第5、議案第84号 広尾町海洋博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第84号 広尾町海洋博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、博物館法の一部改正に伴い、引用する関係条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、博物館の設置主体を地方公共団体や一般社団法人等に限定する登録制度等が見直され、同法の公立博物館の規定から設置に関する条項が削除されました。これに伴いまして、本条例海洋博物館の設置根拠を博物館法から公の施設の設置等を規定する地方自治法に改正するものであります。

お手元の議案資料2ページに新旧対照表がありますので、ご確認いただければと思います。

なお、本条例は、附則におきまして公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第84号 広尾町海洋博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第85号

1、議長（堀田） 日程第6、議案第85号 広尾町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につ

いてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第85号 広尾町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法の適用に伴う広尾町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、令和4年12月定例会において議決をいただいたところではありますが、その際、水道事業は法の全部適用を行っているため、本条例中の地方公営企業法の一部適用を規定する第2条を削除しなければならなかったものであり、今回改正するものであります。

議案資料3ページに新旧対照表がありますので、ご確認いただければと思います。

なお、会計の経理や事務について、この削除による影響はないところであります。

本改正条例につきましては、附則におきまして令和5年4月1日から適用したいとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくようお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第85号 広尾町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第86号

1、議長（堀田） 日程第7、議案第86号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第86号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について提案理由を申し上げます。

本案は、本町が加入する北海道市町村職員退職手当組合に後志広域連合が加入することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により規約の変更が必要となったものであります。

本規約の変更には、同法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を経ることが必要とされておりますので、提案申し上げるものであります。

議案資料の4ページに規約の新旧対照表がありますので、ご確認いただければと思います。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第86号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第87号～日程第15 議案第94号

1、議長（堀田） 日程第8、議案第87号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてから日程第15、議案第94号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの8件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第87号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第6号）から議案第94号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第2号）まで、一括して提案説明を申し上げます。

初めに、議案第87号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,919万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を77億

4,775万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。
32ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正の変更であります。

臨時財政対策債の限度額の変更でありまして、発行可能額の確定によるものであります。町債の合計から421万4,000円を減額し、4億2,288万6,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算補正の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

続きまして、議案第88号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ254万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を1億464万2,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページの補正の歳入であります。

2款1項繰越金の追加は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出であります。1款1項港湾管理費は、一般会計繰出金を追加するものであります。

続きまして、議案第89号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものとなります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ23万円を追加し、歳入歳出の総額を9億4,971万8,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

次のページの補正の歳入であります。

2款2項道補助金は、出産育児一時金に係る国庫補助金の創設による保険給付費等交付金の減及び新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の支給に伴う特別交付金の追加であります。

4款1項繰入金は、一般会計繰入金及び基金繰入金を整理するものであります。

5款1項繰越金は、前年度繰越金の確定によるものであります。

7款1項国庫補助金は、出産育児一時金に係る臨時補助金の創設による追加であります。

続きまして、歳出であります。

2款4項出産育児諸費は、財源内訳の補正であります。同款6項傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金の追加であります。

3款1項国民健康保険事業納付金は、財源内訳の補正であります。

6款1項健康管理センター費は、電気温水器の修繕料の追加であります。

続きまして、議案第90号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ4,995万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を7億5,263万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの補正の歳入であります。

確定見込みによる交付金の整理及び前年度繰越金の確定に伴う追加並びに一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、歳出であります。

4款1項総合事業費は、社会福祉士の中途募集に伴う人件費の追加であります。同款2項包括的支援事業・任意事業費は、会計年度任用職員人件費の確定見込みによる減額であります。

5款1項償還金及び還付加算金は、前年度分の介護給付費及び地域支援事業交付金等の精算確定による国及び道交付金等の返還金を計上するものであります。

続きまして、議案第91号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出の総額からそれぞれ51万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を2億9,531万8,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの補正の歳入であります。

1款1項介護給付費収入及び2項負担金収入につきましては、見込みによる介護保険収入等の減額及び過年度の施設入所者負担金の追加であります。

2款1項繰入金は、一般会計繰入金を整理したものであります。

3款1項繰越金は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出であります。

1款1項施設介護サービス事業費は、研修会参加負担金の追加及び会計年度任用職員手当の減額であります。同款2項短期介護サービス事業費は、財源内訳の補正であります。

続きまして、議案第92号についてであります。

本案は、令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によるものであります。

次のページの補正内容であります。

前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を整理したものであります。

続きまして、議案第93号についてであります。

第1条は、令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入で、第2款第2項営業外収益に1,044万4,000円を追加するものであります。

次に、歳出であります。第1款第1項営業費用に35万7,000円を追加し、第2款第1項営業費用に368万3,000円を追加し、同款第2項営業外費用から34万3,000円を減額するものであります。

補正の内容であります。

収入であります。

第2款簡易水道事業収益、第2項営業外収益は、精査による長期前受金の戻入れ及び他会計負担金の整理であります。

支出であります。

第1款上水道事業費用、第1項営業費用は、無停電電源装置の修繕費の追加及び精査による減価償却費の整理であります。

第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用は、燃料費の追加、野塚導水管施設の機能回復委託料等の追加、無停電電源装置の修繕費の追加及び精査による減価償却費の整理であります。

第3条は、資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書きをおのおの改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。令和4年度の町債の借入額の確定による整理であります。

第4条は、他会計からの補助金でありまして、6,396万7,000円に改めるものであります。

続きまして、議案第94号についてであります。

第1条は、令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであるものとします。

第2条は、予算第2条に定めた業務の予定量のうち、（4）、主要な建設改良事業費中、（ハ）、個別排水処理施設設置工事の予定量を「15,307千円」に改めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入で、第1款第2項営業外費用に37万4,000円を追加し、第2款第2項営業外収益に231万6,000円を追加するものであります。

次に、支出であります。

第1款第1項営業費用に134万7,000円を追加し、同款第2項営業外費用から2万3,000円を減額し、第2款第1項営業費用に105万9,000円を追加し、同款第2項営業外費用から3,000円を減額するものであります。

補正の内容であります。

収入につきましては、それぞれの事業収益において精査による長期前受金の減額及び他会計負担金の追加であります。

次に、支出であります。

第1款公共下水道事業費用、第1項営業費用は、口座振替手数料の追加、下水終末処理場の機械の修繕料の追加及び精査による減価償却費の減額であります。同款第2項営業外費用は、令和4年度町債の借入額の確定による利息の減額であります。

第2款個別排水処理事業費用、第1項営業費用は、個別排水料金システムの改修委託料の追加、個別排水施設の修繕料の追加及び精査による減価償却費の減額であります。同款第2項営業外費用は、令和4年度町債の借入額の確定による利息の減額であります。

第4条は、資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書きをおのおの改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入は、一般会計からの繰入金の整理であります。

支出は、第1款公共下水道事業資本的支出が、町債借入額の確定による償還元金の追加であります。

第2款個別排水処理事業資本的支出が、個別排水処理施設の設置箇所の増による工事費等の追加であります。

第5条は、特例的収入及び支出の額をそれぞれ改めるものであります。

第6条は、他会計からの補助金でありまして、「220,699千円」に改めるものであります。

第7条は、利益剰余金の処分でありまして、「74,192千円」に改めるものであります。

以上で、議案第87号から議案第94号までの補正予算についての提案理由の説明といたします。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に補足説明をさせます。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、一般会計補正予算（第6号）について、事項別明細書によりご説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。

事項別明細書の5ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費であります。人事異動に伴う人件費の整理であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、異動に伴う職員人件費及び会計年度任用職員人件費の追加整理のほか、12節委託料につきましては、確定見込みによる整理であります。

次のページをお願いします。

3目財務管理費、24節積立金は、前年度繰越金の確定に伴う減債基金積立金の追加であります。7目企画費、7節報償費は、移住フェア参加者等への謝礼品購入費の追加、17節備品購入費は、地域おこし協力隊員が活動に使用する備品の購入費用の追加であります。18節負担金補助及び交付金は、活動の拡充に伴います地域おこし協力隊活動支援交付金の追加であります。8目ふれあい活動費は、10節需用費から次のページ、13節使用料及び賃借料まで、担い手会館側溝を直営で補修する

ための費用の追加であります。17節備品購入費は、集会施設で使用する掃除機の更新費用の追加であります。9目防災対策費、道の地域づくり総合交付金を受け実施する十勝港第4ふ頭拡声設備整備工事費の追加及びこれの稼働に伴います電気料の追加であります。また、音調津避難施設の外壁修繕料、落雪による損害防止のための改修工事費用を追加してございます。そのほか、中広尾地区の誘導避難標識設置に係る工事費の追加であります。

恐れ入ります。お手元の議案資料の5ページをお願いします。

避難誘導標識等設置工事箇所図でございます。中広尾地区の緊急避難場所、中広尾地区の高台から車両センターに変更したことに伴いまして、工事が必要になったものでございます。位置図につきましては、5ページ記載のとおりでございます。

次に、事項別明細書の7ページにお戻りいただきまして、下段、4項選挙費、2目知事・道議会議員選挙費であります。事業費の確定に伴います整理でございます。

次のページをお願いします。

8ページ中段、5項統計調査費、1目統計調査総務費は、漁業センサス委託金の交付を受け、事業費の追加及び整理をしたものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、パートタイムの会計年度任用職員人件費の追加、また、国保会計への繰出金の追加であります。

下、9ページ、2目社会福祉施設費、10節需用費は、修繕料であります。野塚寿の家物置の修繕及びデイサービスセンターの消防設備修繕料の追加であります。3目養護老人ホーム施設費、3節職員手当等は、会計年度任用職員人件費の確定分を整理したものでございます。10節需用費は、非常灯の修繕費用の追加でございます。4目障害者母子福祉費、12節委託料は、利用の増に伴います障害者職場就労体験事業委託料の追加、18節負担金補助及び交付金は、帯広市にある地域活動支援センターの広域利用の希望があったことから、負担金を追加したものでございます。19節扶助費、補装具費の追加で、申請件数の増によるものであります。22節償還金利子及び割引料の追加は、過年度の国道負担金返還金額の確定によるものであります。

次のページをお願いします。

6目老人福祉費は、特別会計への繰出金の追加であります。8目後期高齢者医療費は、後期高齢者医療特別会計で繰越金の確定に伴い繰出金を整理したものであります。11目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費は、過年度事務費返還額の確定に伴う追加であります。2項児童福祉費、2目保育所費、10節需用費は、電気使用料の増に伴います光熱水費の追加、また、豊似保育所屋根修繕料の追加であります。22節償還金利子及び割引料の追加は、国補助金精算に伴います返還金額の確定による追加であります。

次のページ、11ページ、4目放課後児童健全育成費、8節旅費は、支援員の認定資格研修を受講するための旅費の追加でございます。22節償還金利子及び割引料の追加は、国交付金の精算に伴う返還金額の確定によるものであります。4項1目災害救助費は、地域づくり総合交付金の既存事業費への充当に伴います財源内訳の補正であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金の追加は、水道

事業会計への補助金の追加のほか、自家水利用世帯支援助成金の追加であります。

恐れ入りますが、議案資料の6ページをお願いします。

物価高騰対策として実施するものでありまして、水道基本料金の減免を受けられない世帯を対象に考えてございます。

資料のほう、1の目的でございます。水道料金の基本料金減免を受けられない井戸水や地下水等のみを利用する世帯に対し助成金を交付することで、当該世帯の物価高騰による負担を軽減することを目的とするものでございます。

2の減免対象者でございます。上水道等を利用しないで、井戸水や地下水等のみを利用する世帯でございます。

3、対象の見込みであります。10件と推計してございます。

4の助成金額であります。1世帯当たり月1,100円を想定してございます。

次のページをお願いします。

5、対象期間といたしまして、7月から10月までの4か月間としております。

6、申請及び給付の方法でございます。広報に事業内容を掲載、令和5年10月号の広報に掲載を予定してございます。申請受付につきましては、11月から開始を予定してございます。助成金の口座の振込でございますが、申請受付後随時を予定してございまして、11月に受付した段階で4か月分をまとめて給付というふうな取扱いを考えてございます。

事項別明細書にお戻りいただきまして、11ページの下段、2目環境衛生費、12節委託料は、件数の増に伴います昆虫等駆除委託料の追加であります。

次のページ、12ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、10節需用費につきましては、地域おこし協力隊員の農場派遣事業に要する消耗品、また、燃料費の追加でございます。11節役務費及び17節備品購入費は、協力隊員の狩猟開発事業に使用するタブレット、また、通信機器の購入、また、通信費用の追加、開発用資機材の購入費の追加でございます。7目農村環境改善センター費、10節需用費の消耗品費は、消火器詰め替え用薬剤の購入費であります。同款2項林業費、2目林業振興費、10節需用費は、地域おこし協力隊員が集いの杜で活動する際の消耗品の追加でございます。14節工事請負費は造林保育工事費の追加、15節原材料費は作業道補修用資材の購入費であります。17節備品購入費は、協力隊員活動用資材として木工加工用の機材を購入するものであります。

13ページの5目野塚交流館費、17節備品購入費は、交流館の施設用備品として冷蔵庫とコーヒーマーカーを配備するものであります。3項水産業費、3目水産業施設費、10節需用費につきましては、漁村センターの消防設備修繕料の計上であります。4目増養殖研究費、10節需用費は、魚類飼育試験施設の消防設備修繕料の計上であります。

6款1項商工費、1目商工振興費、18節負担金補助及び交付金は、広尾町起業家等支援事業補助金の追加であります。内訳といたしまして、起業家支援1件分、また、新製品等開発分が1件であります。3目サンタランド費、10節需用費は、修繕料の追加で、サンタの家の消防用設備修繕料の追加であります。12節委託料は、原材料価格の高騰に伴い、花火打ち上げ委託料の事業費を増額す

るものであります。6目ふるさと納税推進費、12節委託料の追加は、ふるさと納税システム改修委託料であります。ポータルサイトの追加によるものであります。

次のページをお願いします。

13節使用料及び賃借料であります。オンラインでのワンストップ特例申請に対応するため、ふるさと納税管理システム等使用料と返礼品のカタログ作成や画像作成に使用するソフトウェア等使用料を追加するものであります。

7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、14節工事請負費は、道路の補修に係ります工事費用を追加するものであります。3項港湾費、1目港湾総務費、12節委託料は、十勝港物流調査委託料であります。本州から十勝港へ向かう北上便の物流の実態を調査するものであります。財源といたしましては、道の地域づくり総合交付金と特別交付税を見込んでございます。2目港湾管理費、10節需用費は、会計検査院提出用図面の印刷製本費を追加するものであります。4項都市計画費、2目都市計画施設費、18節負担金補助及び交付金は、下水道事業会計補助金の追加であります。

下、15ページの8款1項消防費、3目消防施設費、14節工事請負費は、電話設備更新工事費の追加であります。光電話機能を追加するための工事費用を増額するものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、4目財産管理費、10節需用費は、スクールバス修繕料の追加であります。3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費は、消防設備点検の結果、消化器の更新が必要となったために消耗品費を追加するものであります。4項社会教育費、1目社会教育総務費、1節報酬は、草刈り面積の増に伴います会計年度任用職員の報酬の追加でございます。14節工事請負費は、文化財標柱設置工事費であります。経年劣化に伴いまして更新するものであります。18節負担金補助及び交付金は、広尾町中高生等海外派遣推進協議会交付金の追加であります。高校部会分でありまして、航空運賃の高騰から補正が必要になったものでございます。

次のページをお願いいたします。

2目公民館費、10節需用費であります。修繕料でございまして、音調津総合センターの消防設備点検の結果、一部設備に修繕が必要となったものでございます。3目図書館・児童福祉会館費、10節需用費は、ステージどんちょうと火災報知器の修繕料であります。17節備品購入費は、教育振興資金寄附金を受け、図書購入費を追加するものであります。5項保健体育費、2目体育施設費、12節委託料及び13節使用料及び賃借料は、町営スケートリンク整備事業でございます。プレハブの借り上げ料を委託料に統合し、事業費の見直しを図ったものでございます。14節工事請負費は、町営球場の側溝の破損箇所について利用者に危険が及ばないよう取替え工事を実施するものであります。

11款1項公債費につきましては、償還額及び利子の確定により整理をしたものでございます。

12款予備費は、全体の調整でございます。

次に、補正予算の歳入でございます。

3ページにお戻りいただきたいと思います。

9款1項1目地方特例交付金及び10款1項1目地方交付税につきましては、確定見込みによる追加でございます。

15款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金は、避難誘導標識設置工事及び防災対策事業に充てる地域づくり総合交付金でございます。同じく、6目土木費道補助金は、十勝港物流調査事業費の追加によるものでございます。3項道委託金、1目総務費道委託金は、交付決定による追加整理でございます。

17款1項寄附金、2目指定寄附金は、広尾町まち・ひと・しごとづくり事業寄附金、また、教育振興資金寄附金へ寄附を受けたものでございます。3目ふるさと納税寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金へ寄附を受けたものでございます。

次のページをお願いします。

4ページ、18款1項1目繰入金は、まちづくり基金繰入金であります。ふるさと納税推進費へ充当するものでございます。2項特別会計繰入金は、港湾管理特別会計繰入金であります。前年度繰越金の確定により繰入れ整理するものでございます。

19款1項1目繰越金は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

20款諸収入、4項受託事業収入、2目農林水産業費受託事業収入は、事業費の増に伴いまして水源林整備受託事業収入を追加するものでございます。5項2目雑入は、過年度分の国庫負担金の確定による追加でございます。

21款1項町債は、臨時財政対策債の発行可能額の確定により整理を行ったものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案8件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第87号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

6番、志村議員。

1、6番（志村） 事項別明細書の6ページ、7目18節、説明欄02の17備品購入費で地域おこし協力隊の活動支援備品購入費21万1,000円が計上されていますが、何を購入するのか説明願いたいと思います。

関連がありますので、その下、18負担金補助及び交付金、同じく地域おこし協力隊活動支援金が計上されていますが、これまでどおり協力隊員の住宅援助、車の借り上げ料、必要な用品などの経費について支援するのか説明いただきたいと思います。

これまでこの活動支援金の使い道なのですけれども、備品に分類されるものの購入に活動資金が充てられていたと思いますが、その辺も併せて説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） それでは、志村議員の質問にご説明をさせていただきます。

まずは、17節備品購入費であります。買ったものはiPad一式、カメラ用フラッシュ、カメラ用三脚、カメラ用リモートレリーズといいまして自動で写すものでございます。

負担金補助及び交付金の内容といたしましては、地域おこし協力隊活動支援交付金として広尾町体験ツアー実施一式と宣伝用取材作成費、あと取材費等でございます。

今言われました交付金の使い方ですが、以前に監査委員よりも交付金の使途につきまして備品購入費はいかななものかというご指摘を受けまして、今年度より備品については備品購入費として予算のほうを整理させていただいているところでございます。

以上であります。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、6番（志村） 別に補正に反対の意味でお聞きしているわけではありませんので、これまでのやり方として、活動支援金で購入した備品については協力隊員に所有権があると聞いていましたが、それは間違いありませんか。

1、議長（堀田） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） 備品購入費の購入につきまして、交付金のところから購入をしたということで、そのような質問を受けたところであります。いろいろ精査はしておりますけれども、やはり最終的には活動が終わった時点で、そのものは町に帰属するものだと考えております。

以上であります。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、6番（志村） 長くなってすみません。

今回の補正で、ほかの款でも協力隊員からの要望だと思いますが、タブレット端末の購入の補正が上げられています。今、課長がおっしゃったように、多分これまでは公費から支出される活動支援金で購入した備品の所有権は協力隊員にあるということで、これはまずいのではないかという疑義が生じたのではないかと思います。それで、一般会計の備品購入費で購入して隊員に貸与することで最終的に所有権を町に帰属するために、このような形で計上されたと思いますが、それに

については間違いないですかね。

1、議長（堀田） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） 先ほどから説明しましたとおり、そのような形で今後整理させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、6番（志村） 活動支援金なのですが、住宅の援助、車の使用料あるいは消耗品やこれまでは備品に属する用品の購入で、金額の多い隊員でどのぐらい支援金の交付を受けているのか。また、隊員によって格差があると思うのです。その辺で、もし資料があれば、隊員によって個々の違いがあると思いますので、最高でこのぐらい、最低でこのぐらいの支援金を受けているという何か資料があれば、ちょっと説明いただきたいのですが。

1、議長（堀田） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） 活動支援交付金ですが、今、志村議員からご指摘があったとおり、住居の借り上げ料、車両の借り上げ料、その他町長が特に必要と認める経費ということで、交付金要綱の中で定めております。これまでその合わせた交付金の額で多い方は40万円を超えているという形があります。少ない方は20万円を下回っていると、そのような金額の配分でございます。

以上であります。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、6番（志村） ありがとうございます。

地域おこし協力隊については、地域の活性化に取り組んでいただいているということですから、必要なものを要求されれば、なかなか駄目とは言えないのかなと思います。とにかく、隊員からの要望があれば、沖縄出張もはいはいと決裁になるわけですから。一般財源からの支出ですから、町民の血税なのですよね。そういうことを考えると、広尾町の財政事情も隊員の方によく知ってもらう必要がある。あれもこれもそろった中での活動であれば、そう苦労はしないわけで、役場職員と同様に、ない中でいかに取り組んでいただくか、工夫も必要ではないかなと思います。その辺の指導についても、しっかりやってほしいというのが質問者の考えであります。

野塚の廃校校舎を地域の活動の場にしようと、できることは業者に頼らないで自力で改修している隊員の方もいらっしゃる、農家の作業補助に尽力しながら、将来的に広尾町で営農を目指したいという隊員の方もいらっしゃいます。3年間の任期満了後に本町に定住して地域のための活動を

継続したいと言っている隊員の方もいれば、いえ、3年たったら離町しますと言っている隊員もいるのですね。この辺でちょっと隊員を採用するときの誓約といいますか、約束とか、そういうのがちょっと何か曖昧だなというような感じがします。

それから、庁舎の中でほとんどお会いすることができない隊員の方たちもいるのですけれども、その隊員の方たちの就業状況の管理、一体どうなっているのかと疑問に感じることもありますので、通常の活動について、しっかり目の届くところで活動の実態が管理できるような体制を取っていただくことが必要かなと思うのですけれども、それについてはどうお考えでしょうか。説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） 今、志村議員からご質問のあった予算の関係でございます。一財という形で経費を見ておりますが、国のほうから特別措置交付税が年間1人当たり480万円ほど上限でということで活動費が交付されることとなっております。とはいえ、しっかりとその分の経費の査定をしていかなければならないというところであると思います。地域おこし協力隊の趣旨としましては、地域力の維持強化を図るため、そのため様々な人材を登用するという形でございます。もちろんその後、定住をしていただければ一番広尾町にとってよい結果ではございますが、まずはしっかりと3年間活動していくというところであるかと思えます。

あと、就業の関係であります。今後もしっかりと日誌等をつけていただきまして、就業のほう、しっかりと管理をしていきたいと思っております。

以上であります。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、6番（志村） 最後ですけれども、最後に私言ったのは、活動の、通常の活動ですよ。しっかり目の届くところという意味から言えば、本当に庁舎内に席を置いているというのが、これ通常だと思うのです。ところが、違うところに席を置いて活動しているということで、例えば隊員の活動がさっぱり掌握できないという事態も起こってくるのだと思いますので、しっかり目の届くところで勤務してもらうというのがいいのではないかなと思うのですけれども、その辺についてはどうなのでしょうかね。

1、議長（堀田） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） 今、志村議員からご指摘を受けたところでありますけれども、地域おこし協力隊の活動範囲も様々となっております。きちんと担当部署のほうも担当の地域おこし協力隊としっかりと話し合い、報告を受けながら、活動を進めております。なかなか庁舎内で見かけること

が少ない協力隊もいるかと思いますが、今後なるべくそのような形で庁舎内に拠点を置いて活動してもらうよう指導をしてみたいと思います。

以上であります。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 地域おこし協力隊の関係でいろいろ質疑をいただいております、この関係については志村議員はじめ、ほかの議員の方からもいろいろとご意見をいただいているところであります、今回この支援交付金のご質問をいただいております、様々な活動を行っていく上で当然税金を使って活動をしていただいているわけですから、その部分についてはきちっと整理をした上で、交付金あるいは備品購入の部分についてはやっていきたいというふうに考えております。

また、後段のほうでご質問のあった、なかなか庁舎内で顔が見えない、こういった活動をしているのかという部分でのご質問だと思いますけれども、それぞれ役場に直接出勤する職員もいれば、その事業所に直接行ったほうが効率的であるという、そういう職員もおります。そういう中で、職員の活動内容に応じてきちっと担当課長なり係長が出勤管理、出退管理をきちっとしながら今後進めていきたいと思っておりますけれども、そういった部分で、もし不都合な部分があれば改善をしながら進めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、町民の皆さんに誤解を与えないような形で一生懸命広尾町の地域おこしのために活動していただいているわけですから、そういった誤解のないように本人のためにもきちっとした体制づくりで進めていきたいというふうに考えておりますので、今後ともまた皆様方のご支援をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 事項別明細の14ページですけれども、7款3項1目港湾総務費の12節委託料、十勝港の物流調査委託料800万円の関係でありますけれども、1つには、簡単な説明がありましたけれども、この調査期間がどの程度設けられているのか。それと併せて、800万円、決して小さない事業費なのですけれども、これに伴う積算内訳ですとか、その辺についてもう少し詳しくご説明をいただきたいと思っております。

それから、15ページの9款4項1目社会教育総務費のうち、14節工事請負費、文化財の標柱設置工事116万9,000円の関係でありますけれども、以前も、例えば坂本直行さんの標柱が倒れていたり、それから市街地のそういった標柱も一部腐食をして倒壊していたということで修復のお願いをしていたのですが、従前は、いわゆる木質の角材といいますか、そういった形で設置しておりましたけれども、今回この116万9,000円の部分の何か所の工事を実施して、それら標柱の材質等、これらについてももう少し詳しくご説明をいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 安岡港湾課長。

1、港湾課長（安岡） ご説明いたします。

このたび追加補正をお願いしています委託業務の調査期間は、3月末までを予定しております。

また、800万円の内訳ということでよろしかったでしょうか。800万円の内訳は、計画準備費に11万円、貨物流動実態及び課題把握に257万円、物流体系構築に向けた方向性の検討に106万円、資料作成に53万円、報告書作成に13万円、協議打合せに21万円、ここまです直接業務費として、これに旅費交通費の11万円、一般管理費の255万円を足して、さらに消費税を足した額を補正額としております。

以上でございます。

1、議長（堀田） 渡辺社会教育課長。

1、社会教育課長（渡辺） 文化財標柱の工事に関しましてですが、今回の修繕は坂本直行氏の入植地の標柱1か所と、その案内標柱4か所を予定しております。なお、材質につきましては、アルミ製で考えております。

それ以外の既に市街地にあります標柱等、腐食により倒れている部分がありますが、来年度以降、年次的に随時交換を考えております。

以上です。よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 安岡港湾課長。

1、港湾課長（安岡） 申し訳ございません。追加補正をお願いしている調査内容をご説明いたします。

まず、貨物流動実態と課題把握ということで、本州から帯広・十勝に運ばれる日用雑貨品等の物流の実態を把握し、その貨物を十勝港に呼び寄せるためにどのような方向性を持って取り組めばよいかを検討したいということでございます。

続きまして、効率的物流体系構築に向けた方向性の検討ということで、十勝港と川西インターチェンジ構想が一体となった輸送体系の方向性を検討し、効率的かつ効果的な物流網の構築を検討したいとするものでございます。

以上でございます。

1、議長（堀田） ほかに。

10番、小田議員。

1、10番（小田） 先ほど志村議員のほうから協力隊の勤務管理について質疑がありましたけれども、基本的に役場に来られて業務に携わる隊員と、あと現地でそれぞれやっただいて人といろんな形がもちろんあると思うのですけれども、基本的なルールとして、例えば日報あるいは週単位での報告、そういうものはないのかどうか。

それと、それをいろんな情報を得てくると思うのですけれども、そのことに関して、いわゆるフィードバックといいますか、庁舎内で情報の共有とか、そういう形で生かしているということについてはやっているのか、やっていないのか、その辺教えてほしいと思います。

1、議長（堀田） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） 小田議員の質問に説明をさせていただきます。

もちろん日報等はつけておりまして、監査委員にも確認をしていただいております。報告なのですけれども、月報という形で担当各課で地域おこし協力隊とそのような形で報告、連絡を取っていると思います。

フィードバックなのですけれども、地域おこし協力隊の活動内容、度々広報誌のほうで報告をさせてもらっております。あとホームページ等でも報告をさせてもらっております。今後、いろんな場面で関係各課と地域おこし協力隊の活動、それぞれいろいろな協力をしていかなければならないところがあるかと思います。幅広くはウッドランタンの作製等も住民、職員等に呼びかけまして協力をしているような形であります。今後、一層そのような形で協力体制を構築できるよう努めてまいります。

1、議長（堀田） 小田議員。

1、10番（小田） 分かりましたけれども、現地で仕事されている方については、例えば週に1回とか月に1回とか基本的なルールみたいなもので、実際に面会してでの報告についてはないのですかね。例えば一月全然顔を見ることもなかったなんていうことにはならないと思うのですけれども、ただ、レポートとかそういうシステムがあると、それでメールで送って、それで、はい、さようならということでは、やっぱりちょっと問題もあると思うのですけれども、その辺は週に1回は来るとか、月に1回はきちっと面会的な報告ということで来るのか、それだけちょっと教えてください。

1、議長（堀田） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） ご説明いたします。

報告につきましては、月に一度、月報という形で報告をいただいております。というルールになっております。

1、議長（堀田） 及川農林課長。

1、農林課長（及川） 農林課についても3名の地域おこし協力隊を任用しているところなのですが、業務に支障がなければ、必ず朝、役場のほうに出勤して、その後、現場のほうに向かっていたとくというような形を取っております。その中で、農村活性化推進員ということで農場のほうに派遣している協力隊については、早朝、搾乳作業等に出向くことが多いので、朝、勤務の開始のときに登庁することができないこともあるのですが、空いた時間は役場のほうに戻ってきて、いろいろ打合せ等を行うということで担当のほうとは意思疎通を図っているところでありますし、月1回必ず打合せをするように心がけております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第88号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第89号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第90号 令和5年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第91号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第92号 令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第93号 令和5年度広尾町水道事業会計補正予算（第3号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第94号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第87号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてから議案第94号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの8件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第94号までの8件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案8件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案8件は討論を省略します。

これより議案第87号 令和5年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてから議案第94号 令和5年度広尾町下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの8件を一括採決します。

お諮りします。本案8件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案8件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日8日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。
本日は、これにて散会します。

散会 午前11時13分